

要綱第 1 号様式

令和 年 月 日

殿

青森県国公立高校生等奨学のための給付金受給申請書

青森県国公立高校生等奨学のための給付金を受給したいので、以下のとおり申請します。
なお、給付金は授業料以外の教育費に充てること及び以下の記載事項に相違がないことを誓います。
また、この申請書に虚偽の記載があった場合は、青森県の求めに従いその全額を即時返還します。

申請者（保護者等）の住所及び連絡先
〒

TEL （ ）

申請者の氏名

1 世帯の区分（該当するものにチェックしてください。）

世帯の区分	①	☐	生業扶助受給世帯	
	②	☐	道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯	
		ア	☐	当該国公立高校生等が通信制以外に在学している世帯
		イ	☐	当該国公立高校生等が通信制に在学している世帯
	③	☐	家計急変世帯（理由	

2 対象となる国公立高校生等

ふりがな						生年月日	昭和 年 月 日
氏 名		姓		名			
在学する学校	名 称	立			学科		学年 年
							科 学級 年
	課程の別	☐ 全日制 ☐ 通信制 ☐ 定時制 ☐ その他（ ）					
	所在地	都道 市区 府県 町村					
	設置者名						
現在の学校の在学期間	学校名	立	年 月 日～	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数 なし 1回 2回 3回 4回 不明 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐		
過去の学校の在学期間	学校名	立	年 月 日 ～ 年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数 なし 1回 2回 3回 4回 不明 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐		

3 世帯の収入の状況（（１）～（４）のうち、該当するものにチェックしてください。）

（１）生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第３６条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書を提出します。

☐ 生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書

（２）次の者の個人番号カードの写し等又は課税証明書等を提出します。
なお、生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第３６条の規定による生業扶助を受けていないことを誓約します。

①	☐	親権者（両親）２名分
②	☐	親権者（両親）１名分（親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。）
		・離婚、死別等により親権者が１名の場合 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の１人の個人番号カードの写し等又は課税証明書等を提出できない場合 等
③	☐	未成年後見人（ ）名分
		親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分） ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
④	☐	生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）１名分
		・親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑤	☐	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等

（３）保護者等（保護者等が２人以上いるときはその全員）の家計の状況が確認できる書類を提出します。
なお、生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第３６条の規定による生業扶助を受けていないことを誓約します。

☐ 道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯に相当することが分かる書類

（４）次の理由により、個人番号カードの写し等及び課税証明書等を提出しません。

☐ 所得確認の対象が生徒本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合）であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合

4 その他の確認事項（該当することを確認した上でチェックしてください。）

☐ 当該国公立高校生等について、自治体から児童福祉法の規定による措置（見学旅行費又は特別育成費）を受けていません。（母子生活支援施設の高校生等は、支弁対象の場合であっても措置を受けていないこととして取り扱う。）

☐ 他の団体又は個人から授業料以外の教育に必要な経費の負担軽減を目的とした金銭を受給する場合、高校生等奨学のための給付金の給付額を超えません。

☐ 青森県以外の都道府県に高校生等奨学のための給付金の申請は行っておりません。

5 給付金の振込先口座（併せて、通帳の表紙及び見返し（表紙の裏側）の写しを提出してください。）

申請者の口座	銀行						店 所	支店番号				
	預金種別	☐ 普通 ☐ 当座 ☐ 別段	口 座 番 号 (右詰め)					フリガナ				
									口 座 名 義			

記入上の注意

日付

右上の日付は、当該年度の「7月1日」以降の日としてください。
ただし、新入生に対する前倒し又は家計急変に係る申請については、提出日としてください。

1 世帯の区分

① 生業扶助受給世帯

7月1日現在、生活保護法の規定による生業扶助を受けている世帯であること。

② 道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯

次の要件の全てに該当する世帯をいいます。

- ・ 7月1日現在、本年度分の保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税であること。
- ・ 生業扶助受給世帯ではないこと。

ア 当該国公立高校生等が通信制以外に在学している世帯

- ・ 給付金の給付申請の対象となる国公立高校生等が通信制以外の高等学校等に在学していること。

イ 当該国公立高校生等が通信制に在学している世帯

- ・ 給付金の給付申請の対象となる国公立高校生等が通信制の高等学校等に在学していること。

③ 家計急変世帯

次の要件の全てに該当する世帯をいいます。

- ・ 家計急変による経済的理由から、保護者等が生業扶助受給世帯又は道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯に相当すると認められる世帯であること。
- ・ 生業扶助受給世帯ではないこと。

※ 秋入学など、学則その他により高等学校等の設置者が7月2日以降の入学日を定めており、申請の対象となる国公立高校生等がこの入学日に入学しているときは、「7月1日」を「入学の日」と読み替えてください。

※ 新入生に対する前倒し給付については、基準日である「7月1日」現在の状況によることとしているものを「4月1日」現在の状況と読み替えてください。

2 対象となる国公立高校生等

申請の対象となる国公立高校生等（専攻科に在籍する生徒を除く。）について、7月1日現在の状況を記入してください

※ 秋入学など、学則その他により高等学校等の設置者が7月2日以降の入学日を定めており、申請の対象となる国公立高校生等がこの入学日に入学しているときは、入学日現在の状況を記入してください。

※ 新入生に対する前倒し給付については、基準日である「7月1日」現在の状況によることとしているものを「4月1日」現在の状況と読み替えてください。

3 世帯の収入の状況

ア (1)に該当する場合は、生活保護受給証明書など生業扶助を受けていることが確認できる書類を提出してください。

イ (2)に該当する場合は、保護者等（当該保護者等が2人以上いるときは、その全員）の個人番号カードの写し等又は本年度（新入生に対する前倒し給付を実施する場合は、前年度）の課税証明書又は非課税証明書を提出してください。

ウ (2)②の「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の個人番号カードの写し等及び課税証明書を提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。この「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の個人番号カードの写し等及び課税証明書を提出できない場合」は、(2)④及び⑤並びに(3)の「親権者が存在しない場合」に含みます。

エ (3)に該当する場合は、保護者等（保護者等が2人以上いるときはその全員）の家計急変の発生事由を証明する書類、家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類等（確認書類）を提出してください。

オ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の者は除きます。

- ・ 児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
- ・ 児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
- ・ 法人である未成年後見人
- ・ 民法第857条の2第2項の規定により財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
- ・ その他国公立高校生等が就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる保護者

カ 在学中に成年に達した生徒の「主たる生計維持者」は、「成年に達する日以前の日において生徒の保護者であった者」（生徒の父母であれば、その両名）を指すものとします。

4 その他の確認事項

該当することを確認した上でチェックしてください。

5 給付金の振込先口座

ア 給付金の振込先は、**申請者の名義の口座**としてください。

イ 申請の対象となる国公立高校生等が2人以上いるときの給付金の振込先は、同一の口座としてください。

ウ 振込先の口座の口座番号、口座名義人がわかるよう、**通帳の表紙及び見返し（表紙の裏側）の写しを提出**してください。

6 個人番号カードの写し等による手続に係る留意事項

ア 教育長等が最新の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額を個人番号を利用して確認します。

イ 「個人番号」とは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号であり、「個人番号カード」とは同条第7項に規定する個人番号カードです。

個人番号カード（写）等の使用に係る同意書兼貼付台紙

奨学のための給付金申請のため、個人番号を____名分提出します。

また、教育長等が青森県国公立高校生等奨学のための給付金給付要綱第7に基づく事務処理を処理するために限って地方税関係情報について取得することに同意します。

なお、本書の複写は無効であり、本書の提出の際の事務処理に限って同意することを申し添えます。

※個人番号カード（マイナンバーカード）又は通知カードの写しを貼り付けた上で、**本枠**の箇所（個人番号提出人数、個人番号、氏名、生年月日、その年の1月1日現在の住所地）を**自署**してください。

保護者等	個人番号	保護者等の 個人番号カード又は通知カード 写し貼付欄	
	ふりがな 氏名		
	生年月日		
	昭和 平成	年 月 日	個人番号が記載されている面を上にして、 貼り付けてください。
その年の1月1日現在の 住所地	都 道 府 県	市 区 町 村	
保護者等	個人番号	保護者等の 個人番号カード又は通知カード 写し貼付欄	
	ふりがな 氏名		
	生年月日		
	昭和 平成	年 月 日	個人番号が記載されている面を上にして、 貼り付けてください。
その年の1月1日現在の 住所地	都 道 府 県	市 区 町 村	
備考			

注1) 個人番号カード又は通知カードの写しが提出できない場合は、個人番号が記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書等を本台紙と併せて提出願います。

注2) 個人番号カードの写し等を提出するに当たり、以下に例示する本人確認書類を本台紙に貼り付けるようお願いいたします。（本人が提出する場合は不要）

<本人確認書類>

(1) 個人番号カードの写しを提出する場合

・西面をコピーし、提出してください。（貼付欄に貼り付けられない場合は、裏面に貼り付けてください）

(2) 通知カードの写しや住民票の写し等を提出する場合

・通知カード（表面）や住民票の写し等のコピー及び写真付きの身分証（運転免許証やパスポート等）のコピーを提出してください。（身分証のコピーは裏面に貼り付けてください）

※通知カードは、記載事項（氏名、住所、生年月日、性別、個人番号）が変更される事由が発生しておらず、記載事項に変更がない場合に限ります。

※写真付きの身分証は、通知カードや住民票の写し等と住所が一致したものを提出してください。